平成26年9月30日 労働委員会事務局 担当者源田、平松 内線5761、5766 外線076-225-1881

労働委員会が行っている「個別労働関係紛争処理制度」の 周知月間PRについて

○周知月間PRの概要

(1)趣 旨

近年、解雇や賃金引下げなど、労働者個人と事業主間での個別労働紛争が多くなっている。このような状況をふまえ、各道府県労働委員会が実施している「個別労働関係紛争処理制度」の一層の利用拡大を図るため、<u>10月</u>が同制度の周知月間となっていることから広報活動を実施する。

(2)実施主体

全国労働委員会連絡協議会(中央労働委員会及び各都道府県労働委員会で構成)

- (3)本県での取り組み(予定)
 - ① 県広報媒体を利用した PR (新聞、テレビ、ラジオ等) ラジオで、中村明子県労働委員会会長(弁護士)が、電話インタビューで制度を説明 (10月7日(火))等
 - ② ワークセミナー(県労働企画課、県労働委員会、石川労働局の共催)で、中村明子県労働委員会会長 (弁護士) が労使紛争の具体的事例を踏まえて講演(10月29日(水))。
 - ③ 県労働委員会が参加する「労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会」(事務局: 石川労働局)で設定した総合労働相談会(10月15日(水)、弁護士会、社労士会等も参加。会場:県職業能力開発プラザ)に労働委員会事務局職員を相談員として派遣 等

(参考)

労働委員会の個別労働関係紛争処理制度(「個別労働関係紛争の調整(あっせん)」) とは

- (1)労働者個人と事業主との間で、労働関係をめぐってトラブルが発生し、当事者間で解決することが困難となった場合に、労働問題の専門家であるあっせん員が、双方の言い分を聞きながら、意見の調整を行って、歩み寄りによる解決を支援する制度
- (2)公益を代表する委員(弁護士等)、労働者を代表する委員(労働組合役員等)、使用者を代表する委員(会社経営者等)が、三者構成であっせんを行う。
- (3)申請は、一人でもでき、手続も簡単
- (4)申請費用は無料で、あっせんは秘密厳守
- (5)労働者の方、事業主の方いずれも利用可能
- (6)こんなときに(トラブルの一例)
 - ・突然、会社から何の説明もなく解雇され、納得がいかない。
 - ・会社から事前の説明もなく、賃金が大幅に引き下げられた。
 - ・従業員に配置換えを命じたが、正当な理由もなく拒否し続けている。

問合せ先

石川県労働委員会事務局 電話076-225-1881

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

URL http://www.pref.ishikawa.lg.jp/tiroui/

労働関係全般についてのご相談は

石川県職業能力開発プラザ 電話076-261-1400

〒920-0862 石川県金沢市芳斉1丁目15-15

URL http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/

平成26年度ワークセミナーのご案内

労使のトラブル解決と労働時間管理について

労働者(個人)と会社(使用者)との間で、労働関係に関するトラブルが発生しています。また、近年では若者の 「使い捨て」が疑われる企業が社会で大きな問題となっています。そこで今回のセミナーでは、具体的な事例を踏ま えた労使トラブルの解決策や、適正な労働時間管理について分かりやすく解説します。是非ご参加下さい。

<労働者側>

突然、解雇 を言い渡さ れたわ



残業代が 支払われ ない

正当な理由 がないのに 配置転換を 拒否された

<使用者側>



どんなことが パワハラにな るのだろう

~このような場合は労働委員会や労働局などへご相談を~

時

平成26年10月29日(水) 13:30~16:00

믫

石川県庁行政庁舎11階1102会議室

金沢市鞍月1丁目1番地(裏面「会場案内図」参照)

容 内

演 $(13:40\sim14:40)$ ◆ 講

「労使のトラブル解決のために~具体的事例を踏まえて~ |

石川県労働委員会 会長 中村 明子 氏

▶説 明 (14:50~15:50)

「適正な労働時間管理について

~過重労働の防止と賃金不払残業解消の観点から~ 」 石川労働局労働基準部監督課

対 象 企業の経営者、管理職、人事・労務担当者、労働者など

定員 100名(※定員に達し次第締め切らせていただきます) 石川県、石川県労働委員会、石川労働局 【主催】

受講申込・問い合わせ先

受講申込書にご記入のうえ、FAX又は**郵送**で下記までお申し込み いただくか、必要事項を記入した E-mail でお申し込みください。

石川県商工労働部労働企画課

石川県職業能力開発プラザ

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目 15番 15号 TEL(076)261-1400 FAX (076) 261-1402 E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

※ 石川県職業能力開発プラザでも労使関係のご相談を承っております。

ワークセミナー受講申込書[10/29(水)]

-----きりとり線

勤務先・所属	(フリガナ	-)						
勤務先住所	(〒	-)					
(役職)								
参加者氏名								
電話番号	()	_	FAX 番号	()	_	

会場案内図

石川県庁行政庁舎11階 1102会議室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL(076)225-1531 (労働企画課 直通)



※上図の★ は車いす対応駐車場です

【県庁へのアクセス map】



【交通のご案内】・バ ス: 北鉄バス「県庁前」下車 (JR 金沢駅西口より約 10 分)

・タクシー: JR 金沢駅西口より約8分

その "疑問" 相談してみませんか

~平成26年度「いしかわ労働相談強化月間」の実施~

石川県内の労働相談・個別紛争解決制度関係機関においては、各機関における窓口・制度の周知及び利用促進を図るため、毎年10月を「労働相談強化月間」と位置づけ、その期間中に「総合労働相談会」の開催など様々な取組を行っています。

取組期間: 平成26年10月1日(水)~10月31日(金)

総合労働相談会のご案内

賃金、労働時間、セクハラ、パワハラ等職場でのあらゆる"困った"に関する相談を一度に相談できます。(労使ともに相談できます。) 多数の専門機関が参加しますので、きっと答えが見つかります。

実施日: 平成26年10月15日(水) 10:00~16:00

場の所:石川県職業能力開発プラザ

(金沢市芳斉1丁目15番15号)

電 話: 076-261-1400(電話による相談も受け付けます。)

《参加機関》

石川県商工労働部労働企画課、石川県総務部税務課、石川県労働委員会勤労者退職金共済機構、一般社団法人石川県経営者協会、金沢弁護士会石川県司法書士会、石川県社会保険労務士会、金沢市経済局労働政策課日本労働組合総連合会石川県連合会(連合石川)、石川労働局



【相談例】

- ◎ 職場でセクハラ・パワハラを受けているが・・
- ◎ 一方的に賃金カットを通知されたが・・・
- ◎ 問題のある社員への対応方法は・・・
- ◎ 労働問題に関して裁判を考えているが・・・
- ◎ 人材育成の方法がわからない・・・
- ◎ 育児休業・介護休業ってなに・・・
- * 多数の専門機関が参加しますので、相談内容に適した相談が受けられます。
- * 複数の機関にまたがる相談内容でも、ワンストップで相談できます。
- * 秘密は厳守します。

労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会 (事務局:石川労働局総務部企画室 TEL 076-265-4432)

【強化月間中におけるその他取組】

石川県商工労働部労働企画課、石川県労働委員会、石川労働局 「平成26年度 第2回ワークセミナー」

日 時: 平成26年10月29日(水) 13:30~16:00

場 所: 石川県庁11階 1102会議室 (金沢市鞍月1丁目1番地) 講 演: 「労使のトラブル解決のために 〜具体的事例を踏まえて〜」

石川県労働委員会 会長 中村 明子

金沢市経済局労働政策課

「職場復帰支援セミナー」

日時:平成26年10月21日(火) 15:30~17:30

場所:ITビジネスプラザ武蔵6階交流室 (金沢市武蔵町14-31) ※ 事前に電話予約をお願いします。(Tel. 076-220-2199)

石川県商工会議所連合会(金沢商工会議所)

「経営全般に関する法律問題の相談(無料法律相談)」

日 時: 平成26年10月8日(水)· 22日(水) 14:00~16:00 場 所: 金沢商工会議所 中小企業相談所内(金沢市尾山町9-13)

※ 事前に電話予約をお願いします。(Tel. 076-263-1157)

一般社団法人 石川県経営者協会

「60歳以降も働く方々のためのライフプランセミナー(無料)」(個別相談会も実施)

【七尾会場】平成26年10月8日(水) 14:00~16:00

場所: ハローワーク七尾 研修室 (七尾市小島町西部2)

【金沢会場】平成26年10月29日(水) 18:30~20:30

場所: 金沢流通会館 第2研修室 (金沢市問屋町2-61)

【能登会場】平成26年10月30日(木) 14:00~16:00

場所:石川県立生涯学習センター 第2研修室

(輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港ターミナルビル4階)

【加賀会場】平成26年11月6日(木) 14:00~16:00

場所: ハローワーク加賀 研修室 (金沢市大聖寺菅生イ78-3)

※ 事前にホームページまたは電話、FAX等により予約をお願いします。 (URL. http://www.ishikawakeikyo.or.jp/、Tel. 076-232-3030)

中央勞働委員会事務局中部地方事務所

「労使関係セミナー(無料)」

日 時:平成26年10月24日(金)13:30~15:30

場 所:名古屋合同庁舎第2号館8階 共用大会議室(名古屋市中区三の丸2-5-1)

※ 事前に電話、FAX等により申込みをお願いします。(Tel. 052-961-3044)

石川県社会保険労務士会

「労働・年金無料相談会(県内4ヶ所)」

日 時: 平成26年10月11日(土) 10:00~16:00

場 所:アル・プラザ金沢、アピタ松任店、アビオシティ加賀、ショッピングセンターファミィ(輪島)



【常設の相談窓口】



労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会の各参加機関では、「いしかわ労働相談強化月間」 以外においても、常時相談窓口を設けています。各相談先、対応時間等は以下で確認できます。

石川労働局ホームページ → 窓口案内

→ 労働相談·個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 相談窓口

労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会 (事務局:石川労働局総務部企画室 TEL 076-265-4432)

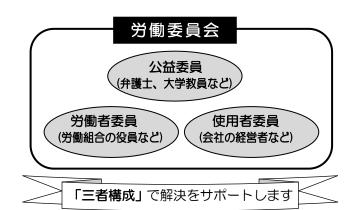
労使のトラブル解決を サポートします

~石川県労働委員会のご案内~

労働者と使用者(事業主)との間に発生した労働関係のトラブルを抱えていませんか。 簡易・迅速な解決を希望される皆様、ぜひご相談ください。

Q 石川県労働委員会とは何ですか?

A 石川県労働委員会は、公益、労働者、使用者 それぞれの立場を代表する委員各5名の合計 15名で構成され、労使紛争を中立・公平な 立場で解決する石川県の行政機関です。



Q 労働委員会の仕事は何ですか?

A 下の表にある労使紛争解決制度を実施しています。

対	象	労働者個人と使用者 の トラブル	労働組合 と 使用者 の トラブル			
制	度	個別労働関係紛争の 調整(あっせん) ※裏面もご覧ください。	労働争議の調整 (あっせん)	不当労働行為の審査		
利用で場	きる合	労働者個人と使用者 との間で生じた労働条 件等に関するトラブル について、話し合いが 進まず、自主的に問題 が解決できなくなった 場合	労働組合と使用者と の間で労働条件等に 関する話し合いが進ま ず、自主的に問題が解 決できなくなった場合	使用者が、 ・労働組合員であることを理由として労働者に不利益な取扱いをした場合 ・正当な理由なく労働組合との団体交渉を拒否した場合 ・労働組合の結成や運営に対して支配や介入をした場合など (これらの行為は「不当労働行為」といいます。)		

[※]各制度の詳細は、「石川県労働委員会」のホームページをご覧下さい。

Q 労働委員会の解決制度の特徴は何ですか?

A 康い

迅速な処理に努めています。(平均処理期間 2ヶ月程度)

安 心

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成による手厚い体制で対応します。

無料

手数料などは不要です。お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 石川県労働委員会事務局

所在地:〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階 TEL (076)225-1881 FAX (076)225-1882 ホームページ http://www.pref.ishikawa.lg.jp/tiroui/index.html 電子メール ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp



「個別労働関係紛争の調整(あっせん)」への流れ

事業所

労働者個人と使用者との間で労働関係のトラブル発生

労働相談 機関

石

Ш

県

労

働

委

員

会

紛

解

決

機

関

石川県職業能力開発プラザ※などで相談

(金沢市芳斉 1 丁目 15番 15号 TEL, 076-261-1400)

労働者と使用者との間で話し合いなどにより自主的な解決を模索

自主的な解決が難しくなり、労働委員会での調整(あっせん)を 希望する場合

個別労働関係紛争の調整(あっせん)制度の利用

「個別労働関係紛争調整申請書」の提出

調整(あっせん)を希望する労働者または使用者が、申請書を石川県労働委員会に提出します。

※相手方があっせんに応じない場合や、トラブルの内容によってはあっせんを始められないことがあります。



事情聴取

労働委員会が、労働者と使用者の双方から、トラブルの内容や経緯についてお聞きします。



あっせんの実施

あっせんは労働者と使用者の話し合いによる解決の場です。労使双方にあっせんに出席いただき、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者が、労働者と使用者の主張を聴き取り、お互いの歩み寄りを促しながら、合意点を探ります。



解決

労働者と使用者が合意に 達した場合



打切り

労働者と使用者が合意に 達しなかった場合

※ 職業能力開発プラザでは、毎月第3 水曜日の午後1時30分から午後4時まで、総合労働相 談会を開催しています。